

登録訓練機関の教育の内容の基準等を定める告示の制定に関する
意見公募の結果について

令和7年12月1日
国土交通省航空局

国土交通省では、令和7年10月8日から令和7年11月6日までの期間において、登録訓練機関の教育の内容の基準等を定める告示の制定に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、計2件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。本件に直接関係が無かった御意見についても、今後の施策の推進にあたって参考にさせていただきます。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の概要及び国土交通省の考え方

番号	御意見の概要	ご意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	<p>1. 修了証明書の記載事項 登録訓練機関が発行する修了書ですが、</p> <ul style="list-style-type: none">・記載事項（認定日・期限・住所・氏名など）・フォーマット（書式・大きさ） <p>等の指定は何かございますでしょうか？</p> <p>2. 対象者 防衛省からの受託で局地飛行訓練を行う場合、登録訓練機関の登録は必要でしょうか？</p>	<p>1. 修了証明書の記載事項及び様式の例を「登録訓練機関の登録等に関する取扱要領」に含めております。</p> <p>2. 防衛省からの受託で行う局地飛行訓練の内容によりますので、具体的にお問い合わせください。</p>	無
2	<p>事業用操縦士技能証明を持ち、且つ、航空管制圏内の飛行することがある自衛隊のパイロットに対しても同様な義務が適用されるのか？</p>	<p>自衛隊機の操縦を行うパイロットについては、自衛隊法における航空法の適用除外に関する規定により訓練義務化の対象とはなりません。別途防衛大臣が定めるパイロットの訓練等に関する基準等において本件訓練が適切に実施されるよう、防衛省と適切に調整してまいります。</p>	無